

はじめに

Vol. 36

◎第19期279回隱岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）：小中、葛西、仁田、安部、田中、濱田、森、影原

欠席委員（〃）：扇谷、池田

開催日時：平成21年10月21日（水）14:20～15:30

開催場所：隱岐郡隱岐の島町西町 JFしまね西郷支所 3F会議室

議題

1. 島前湾海洋牧場の音響馴致施設撤去に伴う委員会指示の廃止について（協議）

島前湾海洋牧場の音響馴致施設が平成21年度中に撤去されることとなったため、同施設周辺での魚類の採捕禁止を指示した隱岐海区漁業調整委員会指示第19-2号（有効期間：平成22年6月30日まで）の有効期間途中での廃止について協議がなされました。

委員からは音響馴致施設の効果や撤去工事後に残るコンクリートアンカーやチェーンのなまこ桁曳き網漁業への影響等について意見が出されました。以下水産局からの回答。

《馴致施設の効果について》

水産技術センターの調査結果の紹介（平成7年～9年の調査結果）

- ・島前湾における標識マダイの再捕率が施設設置後2～3倍に増加。
- ・ダイバーによる目視調査では大型マダイが年々増加。
- ・馴致した魚の再捕率が馴致していない魚の2～3倍。

《コンクリートアンカーやチェーンが残った後のなまこ桁曳き網漁業への影響》

- ・周辺海域ではコンクリートアンカーやチェーン以外にも、角型魚礁が多く設置しており、撤去後も桁網を曳くことは危険であるので避けて欲しい。

《協議の結果》撤去工事終了後に委員会指示を廃止することとなりました。

2. 小型底びき網漁業（機船手縄網漁業）の操業区域の変更について（報告）

出雲地区小型機船協議会船主部会から県に対して要望された、日御碕以西における北緯35度50分以北の操業禁止の解除について事務局から報告がされました。

【要望の主旨】

- ・日御碕N線、大田市出雲市界NW線の両線間は、出雲線と石見船の入会海域であるにもかかわらず、出雲船だけが北緯35度50分以北を操業禁止とされている。
- ・当該水域は出雲海域であり、出雲船だけが操業できないのはおかしい。そもそも北緯35度50分の操業規制は、隱岐海域との境界として定められており、日御碕N線以西まで制限する必要性は乏しい。

委員からは、かにかご漁業や小型底びき網漁業の操業位置、水深、隱岐の関係漁業者との調整状況等について意見が交わされました。

その結果、本件については、隱岐の関係漁業者との調整が不十分であることから、もう少し調整を図ることとなりました。

3. 全国海区漁業調整委員会連合会 平成21年要望活動結果について（報告）

【要望の概要】

主に本県に関する部分を抜粋して説明（→は関係省庁の回答）

・「指定漁業の操業秩序の確立」

違反操業を防止し、水産資源の適正な管理による資源の維持回復を図る観点から、位置監視システム設置の義務化や国による漁獲量の直接把握などにより、操業位置や漁獲量データの信頼性・透明性を高める措置を講ずることを要望。

→指定漁業に対しては違反操業や沿岸漁業とのトラブル防止について強く指導している。今後とも引き続き指導してまいりたい。また、操業区域違反を繰り返す漁船に対し、船舶位置監視システム（VMS等）の設置義務を課し、操業秩序の維持に努めているところである。

・「排他的経済水域の境界の画定」

韓国との間における領土権を確立するとともに日中の中間ラインにおける境界画定交渉を継続することを要望。

→問題解決のために最大限努力しているところである。現在外交当局間で交渉が継続中である。EEZの境界画定については、二国間の協議を重ねているが、今後とも国際法に従って合意により日韓間で境界を画定できるよう努めていきたい。

【平成22年度の要望】

平成22年度の島根県連合海区漁業調整委員会から全国海区漁業調整委員会連合会への要望として、「日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について」ということで提出する旨報告がありました。具体的な内容は以下の通り。

- ・竹島の領土権の確立。
- ・日韓の排他的経済水域の確定により暫定水域の撤廃を図ること。両国の責任の下で暫定水域の資源管理について実効ある管理体制を早期に確立すること。
- ・我が国における排他的経済水域内での韓国漁船の違反操業が根絶されるよう引き続き監視取締体制の充実強化を図ること。

4. 底びき網の海底清掃について

水産庁では漁場機能の維持管理を目的として、水産関係団体等を通じて底びき網漁業者などに委託し、外国漁船等が海底に放置した漁具などを引き上げる事業（海底清掃）を行っていますが、最近、隱岐島近海の沿岸に非常に近い海域において、海底清掃をしていると思われる底びき網漁船の目撃情報が漁業者から多数寄せられるようになったとの情報が委員から出されました。

このことについて委員からは、海底清掃をやっても良い海域や期間、目撃した場合の対応などについて質問がありました。

水産局からは、今年度は例年よりも実施期間が長いこと、海底清掃する海域は、沿岸漁業が行われているような灘の海域で実施されることは無いことなどについて説明がされ、もし今後沿岸域において見かけた場合には、船名・位置等を控えたり、写真を撮るよう依頼がありました。

おわりに

◎めっきり寒くなり冬を感じるようになりました。県内でも新型インフルエンザが流行の兆しを見せ始めています。手洗いやうがい等を心がけて予防を心がけましょう。また、そんな寒い日だからこそ魚を使ったあったかい鍋で体を暖めては如何でしょうか。